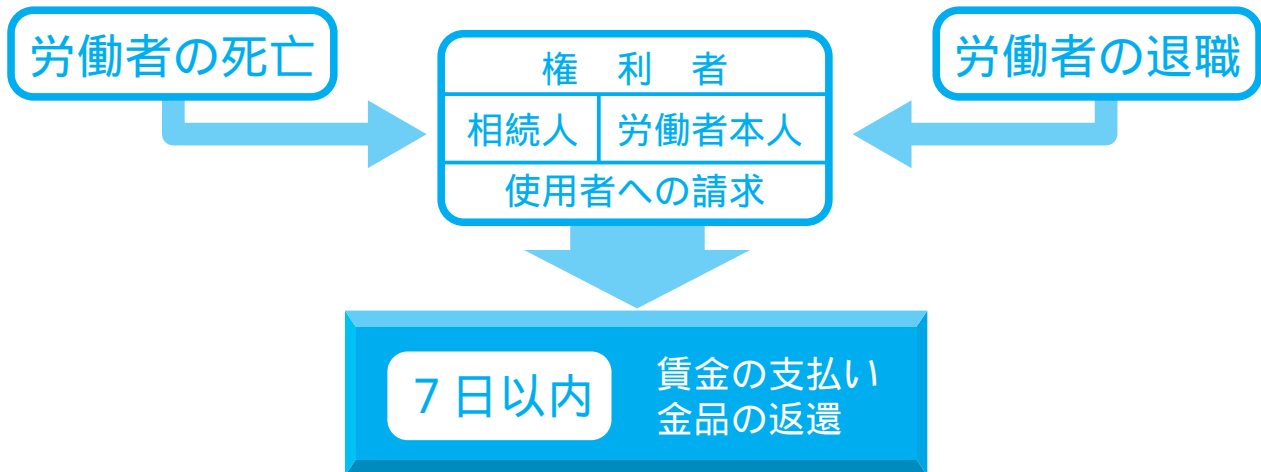


## 9 金品の返還(法第23条)

- 労働者の死亡または退職の場合に、権利者から請求があったときには、7日以内に、賃金の支払いをし、積立金、保証金、貯蓄金その他名称にかかわらず労働者の権利に属する金品を返還しなければなりません。



### (1) 7日以内の賃金の支払い

所定支払日が到来しなくても、支払う必要があります。(退職金は、退職金制度に基づく支払期日に支払えばよいことになっています。)

### (2) 7日以内の金品の返還

もともと労働者に所有権がある金銭と物品で、労働関係に関連して使用者が預り、または保管していたものを返す必要があります。

### (3) 労使間に争いがあるとき

賃金または金品について、その有無、額等に争いがある場合には、異議のない部分についてのみ7日以内に支払い・返還をする必要があります。

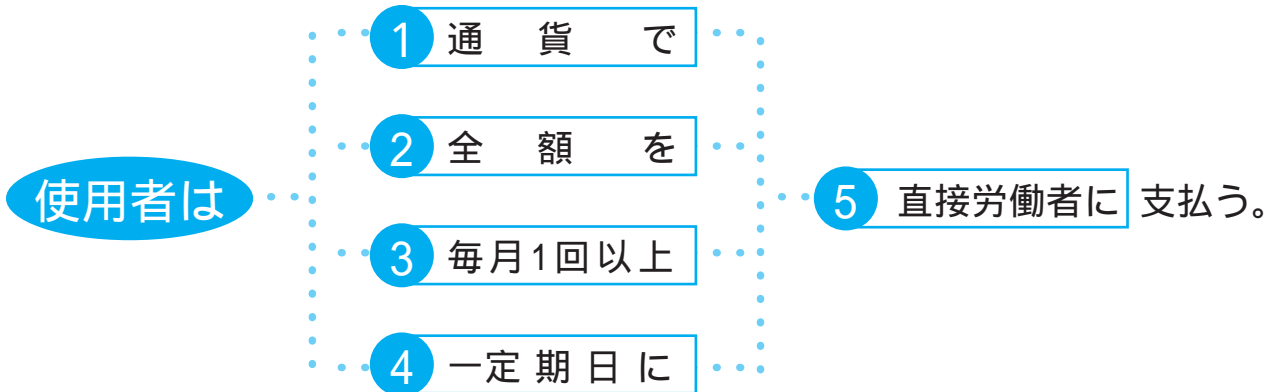
## 3 賃 金

### 1 賃金の支払い(法第24条)

- 賃金は、通貨で、全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払わなければなりません。賃金から税金、社会保険料等法令で定められているもの以外を控除する場合には、労働者の過半数で組織する労働組合が労働者の過半数を代表する者との労使協定が必要です。

- 退職手当については、労働者の同意を条件に、①銀行振出小切手、②銀行支払保証小切手、③郵便為替により支払うことができます。
- なお、一定の要件（①労働者の同意を得ること ②労働者の指定する本人名義の預貯金口座に振り込まれること ③賃金の全額が所定の支払日に払い出し得ること）を満たせば、金融機関への振込みにより支払うことができます。（証券会社の一定の要件を満たす預り金に該当する証券総合口座への賃金の払込みも、可能です。）

### (1) 賃金支払いの5原則

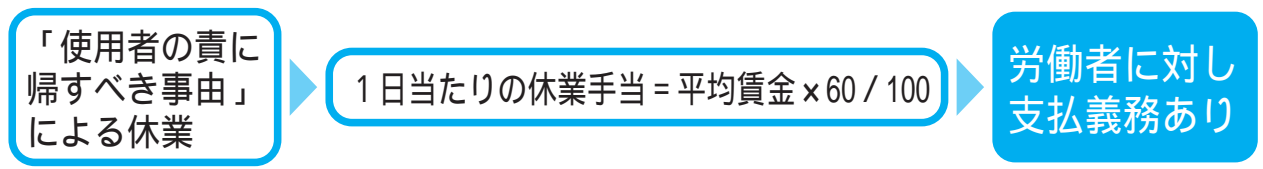


### (2) 例外

- ア 通貨以外のものの支給が認められる場合……………法令・労働協約に現物支給の定めがある場合
- イ 賃金控除が認められる場合……………法令（公租公課）、労使協定による場合
- ウ 毎月1回以上、一定期日払いでなくてよい場合…臨時に支給される賃金、賞与、査定期間が1か月を超える場合の精勤手当・能率手当など

## 2 休業手当(法第26条)

- 会社側の都合により労働者を休業させた場合、休業させた所定労働日について、平均賃金の6割以上の手当（休業手当）を支払わなければなりません。



## 3 最低賃金(法第28条)

- 賃金の最低基準に関しては、最低賃金法の定めるところによります。